香川県高体連ソフトテニス専門部

令和４年度香川県高等学校総合体育大会ソフトテニス競技

開催にあたっての安全対策ガイドライン

（※赤字は県高体連本部作成ガイドラインとの相違点）

１　大会を開催するにあたって

大会の開催に際しては、選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先とし、開催する場合は、中央競技団体や全国高体連、競技ごとに示す安全対策ガイドラインに則って、十分な感染防止対策を行うこととする。

1. 大会会場の適切な感染予防対策等の実施
2. 密閉空間・密集場所・密接場面等の感染リスクが高い状況の回避
3. 感染が発生した場合に備え、参加者・関係者等への確実な連絡と行政機関による調査への協力

 以上の対応が整わない場合や、こうした対策を行っていても、その時点の全国や県内の感染状況に応じて、大会の急な中止の対応をお願いすることがある。

２　大会中の具体的な感染防止対策

1. 基本的な感染症対策

ア　競技会場において、手洗いや咳エチケット（マスク着用の指導）などの基本的な感染症対策を徹底する。

イ　会場出入口には消毒薬を設置する。

ウ　密集場所を避けるため、人が集まる観客席、控え所等では１メートル程度間隔を空けさせる。特に応援時の間隔確保に注意する。

エ　密接場面を避けるため、握手やハイタッチ、肩を組むなどの身体的接触を避ける。試合後の握手もしない。大勢が声をそろえる等の応援はしない。

オ　参加者は大会等の２週間前から健康チェックシート表を記録し、その表は学校ごとに保管する。当日の参加については、大会２週間前のチェック状況から適切に判断すること。

カ　引率者は、試合前に選手の健康状況（検温状況含む）を確認し、体調不良の選手がいた場合には、「（２）当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応」に従って対応する。

キ　競技中の水分補給に関してはチーム共用を避け、個人のものを使用する。

ク　共有物の適正な管理又は消毒を徹底する。

ケ　会場内への出入りは選手・部員及びマネージャー、顧問、引率者、役員、登録済みの外部指導者のみとする。出場選手の家族で、入場を希望する者がいる場合は、各校顧問の責任のもと許可証（専門部作成の別紙様式）を発行し、試合会場内では入場者本人に常に携帯させておく。顧問は許可証を与えた者について、住所、氏名、健康状態等を確実に把握しておく。

　　その他、大会運営上、選手の安全・健康管理上などを理由に、特別に入場を希望する者（トレーナー等）がいる場合は、事前に各校顧問が専門委員長に問い合わせる。部会長の許可を得て入場許可証を発行する。

* 保護者や特別入場者に関しては、その時点の全国や県内の感染状況に応じて入場を緊急に禁止とすることがある。

コ　バスや公共交通機関を使用して移動する際は、必ずマスクを着用するとともに、可能な限り換気に努めること。また、密集空間を避けるため、会場への移動はバスの台数を増やす等の対応を検討すること。

サ　参加者に出したゴミを持ち帰るように呼びかけること。

シ　大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

ス　大会に参加した個人は保健所などの聞き取りに協力し、また濃厚接触者となった場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して１週間の自宅待機の要請が行われる可能性がある。

1. 当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

 ア　発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない。（各学校で指示しておくこと。） イ　当日、急に症状が出た場合、引率者は保護者及び各学校の管理職に連絡し、帰宅さ

せる。

ウ　体調不良の選手の健康状況については、引率者から専門委員長に報告し、専門委員長は大会運営に支障がある場合には、その結果を県高体連に報告する。

エ　引率者は、他の選手等の健康観察を徹底する。

（３）大会等の開催前後で、参加者の中から感染者等が判明した場合の対応

　　　ア　「学校における感染症予防対策ガイドライン別添資料2021.8 Ver.3」（令和３年８月県

教育委員会策）(https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24472/gaidorain3.pdf)

に基づき対応する。

イ　大会に参加した者の中に感染者が出た場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。

ウ　感染が確認された場合は各学校や行政機関指示に従い、その経過等については、県高

体連に報告すること。県教育委員会と協議の上、その後の大会運営に支障があると判断

した場合は中止することがある。

３　その他

ア　本人及び保護者に参加の意思を確認するとともに、それを尊重すること。

イ　新型コロナウイルス対策における学校の対応について、県教育委員会から通知があった場合は、それを優先して遵守すること。

ウ　香川県新型コロナウイルス対策本部会議で示されたその時点の対策期における対策

　(https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/20220112kansenkakudaiboushi.html)

を遵守すること。